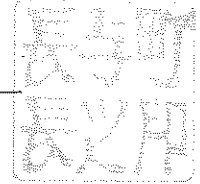


4長与住発第205号
令和4年4月20日

有限会社 環境産業
代表取締役 石橋 雅彦 様

長与町長 吉田 慎一



許 可 証

令和4年3月30日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 許 可 番 号 | 長与一廃許可第24号 |
| 2 一 般 廃 棄 物 の 種 類 | 事業系一般廃棄物 |
| 3 収 集 ・ 運 搬 ・ 処 分 の 区 別 | 収集・運搬 |
| 4 許 可 期 間 | 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 5 許 可 条 件 | ①一般廃棄物を収集・運搬する際は、必ず廃棄物の飛散防止等の措置を講ずること。
②事前に時津クリーンセンター及びクリーンパーク長与と協議の上搬入すること。
③次回更新は、許可終了日の1ヶ月前までに申請すること。
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業務実績報告書を毎月7日までに提出すること。
⑤積み替え保管行為は行わないこと。
⑥車両への許可番号の表示をすること。
⑦収集する区域は、長与町内とする。
⑧その他各法律を遵守すること。 |